

北海道、静岡県  
福島県、兵庫県  
埼玉県、島根県  
千葉県、香川県  
東京都、神戸市

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 島根県におけるオウム病集団発生に関連する鳥類対策の徹底について

今般、報道されておりますように、島根県内の動植物展示施設において展示されていたオウム類が原因と推定されるオウム病が、飼育係と来園者に集団発生したことが報告されました。

オウム病の予防対策等については、貴自治体におかれましてもご尽力いただいているところですが、今般の島根県内の施設に鳥を出荷した千葉県内の施設から、他の動物園等にも鳥類が出荷されていたことが千葉県の調査で判明し、同県より別紙にて関係自治体に情報提供が行われたところです。

関係自治体にあっては、昭和62年10月7日衛乳第47号「小鳥のオウム病対策について」に沿って、千葉県内の施設から搬入された鳥類について、異常の有無や試験室内検査による衛生状態の確認を行い、異常鳥等が発見された場合には、隔離・治療等の必要な措置を講じるようお願いいたします。